

# 絵図に描かれた自然環境

——出羽国絵図の植生表現を例に——

小野寺 淳

- I. はじめに
- II. 江戸時代の植生研究における国絵図の資料的価値
- III. 出羽国絵図の作成過程
  - (1) 正保出羽国絵図の作成過程
  - (2) 元禄出羽国絵図の作成過程
- IV. 出羽国絵図の植生表現
  - (1) 正保出羽国絵図の植生表現
  - (2) 元禄出羽国絵図の植生表現
- V. 国絵図を資料とした植生復原の可能性とその限界
- VI. おわりに

## I. はじめに

絵図は過去の景観をあるがままに描いたものではない。絵図に描かれた景観は、作成主体がその目的によって、あるがままの景観から取捨選択した図像、あるいはある価値体系によってイメージ化された図像である。これらの図像を一つの空間の中に配置し、絵画的描写を施したものが絵図であり、絵図は基本的にすべて主題図である。したがって、絵図に描かれた図像の意味とその配置を考察しなければ、本来、絵図を利用するいかなる研究も成り立ち得ない。景観復原の研究もまた、その例外ではない<sup>1)</sup>。

ところで、絵図には過去の人工的事物のほか、山や川や海岸線、独立樹や林や森林などが描かれている。絵図が描かれた時代において、人間の手がまったく加わっていない自然は少ないが、仮にこれらを自然環境と呼べば、絵図は歴史時代の自然環境を考える上で、一つの重要

な資料と位置づけることができる。

しかし、自然環境の描写を目的とした絵図は少なく、当然、絵図を基本資料とした歴史時代の自然環境の研究も未だ数少ない。地形については歴史災害の研究、また海岸線や河道の変化についての研究<sup>2)</sup>が若干みられるが、植生については葛川絵図に関する研究<sup>3)</sup>と、近年造園学の分野で名所図会を含めた絵図類を用いた研究<sup>4)</sup>が積極的に行われているのみである。もちろん、実際に歴史時代の自然環境を研究するには、絵図以外にも、文書やボーリング資料などが利用されている。これらの資料の一つとして、絵図利用の有効性とその限界を認識しておくことが何よりも必要であろう。

そこで、本稿では、絵図から導き出される過去の自然環境とはどのようなものか、出羽国絵図に描かれた植生表現を素材にして考察する。具体的には、出羽国の正保国絵図ならびに元禄国絵図について、下絵図から清絵図(献上図)へと仕立てられる各段階での植生表現の変化、ならびに正保国絵図から元禄国絵図への植生表現の変化を検討する。

## II. 江戸時代の植生研究における国絵図の資料的価値

江戸幕府撰国絵図は、幕府が絵図元の藩を指名し、国単位に調製させた官撰絵図である。国絵図編成は、幕府にとって国土の行政基本図を完備、保管する事業であった。慶長、寛永、正保、元禄、天保の5時期に作成され、同時に日本図が慶長、寛永、正保、元禄、享保に作成された<sup>5)</sup>。幕府に献上された国絵図は、火災のため

に元禄国絵図8点、天保国絵図83点が残されるのみであるが、絵図元の大名文書には献上国の控図、写本、下図が残されている例が多く、また明治期の写本類も現存する。したがって、慶長と寛永の国絵図の現存は限定されるが<sup>6)</sup>、正保、元禄、天保の国絵図は、所在調査がさらに進展すれば、さらに現存が確認されるものと推定される<sup>7)</sup>。

正保国絵図は道筋6寸1里(21,600分の1)の縮尺に統一され、郷帳、道帳、城絵図が同時に幕府に収納された。正保献上図の控図の多くは、国境、郡境、村名、所領区分、城郭、宿場、一里山、道路、舟路、社寺のほか、多彩な樹木が表現されている。これに対して、元禄国絵図は大名の領分別記載が省略されたが、様式の統一がはかられ、また正保国絵図で曖昧とされた国や郡の境界が検討された。天保国絵図は、幕府が諸藩へ元禄図の修正図を提出させ、それをもとに幕府勘定所で改訂したものである。

このように、国絵図は江戸時代の国土基本図と呼ぶべきものであり、主題図である絵図の中では、最も一般図に近い性格を有すると考えられる。このため、国絵図は過去の植生を把握する上でもきわめて興味深い資料となる。

川村博忠の研究<sup>8)</sup>によれば、幕府が指示した正保国絵図の作成基準では、植生表現に関する補足文が別紙に記載されていたはずであるという。しかし、その別紙がないために、植生表現の詳細な基準は不明とされている。ただし、正保図では郷帳に山林種別の記載が指示されたため、萩藩では「木山、芝山、岩山」の描き分け、美濃と石見の国絵図では「柴山、雑木林」、肥後国絵図では「雑木、檜、椎」と、樹種の注記がなされていることが指摘されている。

これらの例のように、正保国絵図を仕立てた各藩では、地域に即した植生表現を描き込んでいたのではないかと考えられる。そこで、出羽国の正保国絵図ならびに元禄国絵図について、下絵図から清絵図へと仕立てられる各段階での植生表現の変化、ならびに正保国絵図から元禄国絵図への植生表現の変化を検討する。この点

を考察するために、まず現存する出羽国絵図の作成過程を明らかにしなければならない。

### III. 出羽国絵図の作成過程

出羽国絵図の所在調査により、表1のように合計43点の出羽国絵図の現存を確認した。ただし、重要文化財、あるいは絵図を広げるスペースの関係で、原本調査を実施できなかったものが一部含まれているため、絵図の番号は仮番号のままとした。しかし、その他は原本を調査して、国絵図の作成時期を推定するなど、作成年代順に配列している。従来の研究<sup>9)</sup>に比べると、表1は現在における最も完成度の高い一覧表である。これらの絵図の個別調査に基づく徹密な作成過程の研究は、本稿の主旨ではないので別稿に譲り、ここでは本稿の論旨上欠かせない正保と元禄の出羽国絵図の作成過程の概要を記述する。

#### (1) 正保出羽国絵図の作成過程

正保元(1644)年12月、国絵図作成の幕命があり、出羽国の絵図元は秋田藩一藩とされた。秋田藩では翌2年4月17日から7月21日まで、約3カ月を要して自領の調査を実施し、表1に示したNo.3の下絵図を作成した<sup>10)</sup>。この下絵図は、いわば野帳であり、舟路や社寺名の記載はなく、植生の描き分けもなされていない。その後、秋田藩は再調査を実施したと想定され、遅くとも翌3年中にはNo.4のような秋田藩領出羽六郡絵図を仕上げ、幕府絵図奉行井上筑後守政重の下絵図改め、すなわち内見を受けたと考えられる。この内見によって修正が加えられ、正保4年には絵師狩野定信が、No.1のような清絵図に仕立てた。すなわち、No.1は、幕府へ献上された清絵図の秋田藩控図と考えられる。

一方、米沢藩では、絵図元でないにもかかわらず、正保2年2月2日、富所元重、関原城秀、目賀多洞雲に領内絵図、城下絵図の作成を命じている。この時の絵師は勝田隠岐丞であり、米沢藩は翌3年10月に領内絵図、城下絵図、領内高付帳を整え、絵図奉行井上筑後守に提出し

表1 出羽国絵図一覧表

番号	絵図名	年号	所蔵先	寸法(cm)	備考
3.	秋田・仙北御絵図野書	1645(正保2)	秋田県庁No.15	480×660	下図(山利郡なし)
1.	出羽一國御絵図	1647(正保4)	秋田図書館	509×1108	清絵図の控図か(県重文)
34.	正保国絵図	(正保)	千秋文庫	(15坪)	
4.	出羽六郡絵図	(正保)	秋田県庁No.145	546.5×681	目録の元禄15年は誤り
12.	出羽一國之絵図	(正保)	致道博物館	501×1089	元禄期の写本か
13.	庄内三郡絵図	(正保)	致道博物館	218×439	庄内三郡の下図か
43.	正保年中御絵図写	(正保)	新庄図書館	235.5×238	新庄領の控図
17.	出羽一國御絵図	(正保)	酒田市光丘文庫	80.7×179	「出羽風土略記」付図
18.	正保莊内絵図	(正保)	本間美術館	207×360.5	寛政3年の写
19.	莊内一円古絵図	(正保)	本間美術館	176×357	安政3年の写
32.	置賜古絵図	(正保)	山形大学附属博物館	251×271	元禄10年の写
35.	出羽国絵図	(正保)	内閣文庫176-286-41	---	中川忠英本
36.	出羽国絵図	(正保)	内閣文庫177-430	---	内務省本, 明治初年写
22.	出羽一國御絵図	(正保)	米沢図書館No.1778	541×546	正保羽前, 元禄14年の写
27.	出羽一國御絵図	(正保)	米沢図書館No.1779	80.4×192	村形のない簡略な写
31.	米沢三拾万石之節御国絵図	(正保)	米沢図書館No.1771	73×145	文化14年の写
26.	米沢伊達信夫郡大絵図	1698(元禄11)	米沢図書館No.42.2-16	272×430.6	国境論所, No.1770と似
29.	米沢伊達信夫郡大絵図	(元禄)	米沢図書館No.1775	152×233	No.26の寛政6年の写
23.	米沢領内村高付絵図	1699(元禄12)	米沢図書館No.1773	268.2×29	清絵図の下図(絵師岩瀬)
24.	米沢領村高大絵図	1700(元禄13)	米沢図書館No.1772	251.8×287.4	清絵図の控図か
5.	仙台領秋田領縁絵図	1700(元禄13)	秋田県庁No.348	---	
6.	羽州秋田領仙台領国境改正絵図	1700(元禄13)	秋田県庁No.349	---	
7.	羽州秋田領新庄領境目改正絵図	1700(元禄13)	秋田県庁No.353	---	
8.	庄内領秋田領縁絵図	1700(元禄13)	秋田県庁No.351	---	
14.	御郡中絵図	1700(元禄13)	致道博物館No.29b7	---	
15.	羽州山形領縁絵図	1700(元禄13)	致道博物館No.29c10	---	
20.	莊内分間絵図	1700(元禄13)	本間美術館	106.5×177.5	
28.	福島領際絵図	1700(元禄13)	米沢図書館	---	
42.	新庄藩領内絵図	1701(元禄14)	新庄図書館	250×260	
9.	出羽七郡絵図	1702(元禄15)	秋田県庁No.602	558×737	清絵図の控図か
2.	出羽七郡絵図	1702(元禄15)	秋田図書館	588×747	清絵図の控図か
25.	米沢福島ニテ三拾万石之御絵図	1702(元禄15)	米沢図書館No.1770	162×243.4	福島領との国境確認か
33.	出羽国秋田領	(元禄)	東北大学附属図書館	253×429	近世後期の写
10.	出羽国秋田領絵図	1729(享保14)	秋田県庁No.147	282×440	No.11より山数多く詳細
11.	御国絵図本図	1733(享保18)	秋田県庁No.148	292×419	幕府へ提出し, 返却
16.	羽州庄内領分絵図	1838(天保9)	致道博物館No.29b27	162×261	
37.	出羽国庄内領	(天保)	内閣文庫58・59	---	
38.	出羽国新庄領	(天保)	内閣文庫60	---	
39.	出羽国米沢領	(天保)	内閣文庫61	---	
40.	出羽国山形領	(天保)	内閣文庫62・63	---	
41.	出羽国秋田領	(天保)	内閣文庫64	---	
30.	御国絵図	---	米沢図書館No.1776	117×120	文化10年の写
21.	出羽一國御絵図	---	山形県立図書館	76×192	文政期の写

注) 簡略な下図や部分図は省略。年号欄の元号のみは表現内容等からの推定である。---は未検討を示す。

本表は合計43点あるが、未確認を含むため、番号は所蔵先別の仮番号のままとした。



図1 「出羽国一國御繪図」作成における諸藩の分担範囲（正保4年）

た<sup>11)</sup>。この時の城絵図が内閣文庫所蔵本と考えられる。このような米沢藩の動き、また鶴岡藩でもNo.13の正保庄内絵図が現存することから、正保出羽国絵図は、秋田藩、鶴岡藩、米沢藩のほか、山形藩、新庄藩、さらには由利郡の亀田藩、本庄藩、矢嶋藩の8藩がそれぞれ領内絵図を作成し、これを最終的に秋田藩が接合して作成したのと考えられる。この時、すでに鳥海山を境界とする羽前、羽後という明治元年以降の行政区分が意識されていた点は興味深い。

このような出羽国諸藩の分担を裏付けるために、図1を作成した。図1は、献上図の控えと考えられるNo.1の写真に、山稜線の描かれている方向に着目して、各藩が作成した範囲を推定したものである。図1によって、前述の8藩の分担範囲を明瞭に読み取ることができる。なお、正保出羽国絵図の清絵図は、2点が幕府へ収納されたが、明暦の大火で焼失しており、内閣文庫所蔵の正保出羽国絵図は写本である<sup>12)</sup>。

## (2) 元禄出羽国絵図の作成過程

元禄出羽国絵図の編成事業は、元禄9(1696)年11月23日内示、翌10年閏2月より絵図奉行井上大和守正岑、絵師狩野良信のもとで開始された。出羽十二郡大絵図は取扱いが難しいとの理由で、5枚に分割して仕立てることになり、絵図元は秋田藩、山形藩、鶴岡藩、新庄藩、米沢藩の5藩とされた<sup>13)</sup>。この分担は、すでに論じたように、正保国絵図の作成が結局8藩で分担せざるを得なかった経験を踏まえたためと考えられる。

秋田藩では元禄10年閏2月、七郡之御絵図仕立の下命を出し、13年4月から15年にかけて諸藩との境界を縁絵図で確認する作業が行われた。この時の縁絵図が、No.5～8である。15年12月には、江戸本郷絵図小屋にて吟味を受け、同月9日に縦2丈4尺9寸(7.54m)、横1丈9尺6寸2歩5厘(5.95m)の清絵図を評定所に提出した<sup>14)</sup>。この秋田藩提出の清絵図の控図に該当する絵図は、No.2と9の出羽国七郡絵図である。しかし、表3のNo.9に示したように、元禄図で

は記載せずとされた寺社名が記載されており、また鳥海山の表現を削除しているなどの点から、No.2と9は内見のための下絵図であったと考えられる。

一方、米沢藩では、寛文4(1664)年6月に陸奥国伊達・信夫郡が上知となったため、米沢15万石と幕府領となった3万石の大絵図を仕立て、寛文9年に老中稲葉正則に提出した。しかし、出羽国置賜郡と陸奥国信夫郡の国境が依然として論所となっていたため、元禄11(1698)年12月に幕府の裁許を受けた。この裁許絵図が、表1のNo.25, 26, 29と考えられる。

米沢藩の国絵図作成の命は、国境裁許の前年の元禄10年7月5日に出された。1年後の11年7月28日には、右筆の桜井勘左衛門が国絵図と郷村帳を持参して江戸へ出府している<sup>15)</sup>。この時に内見を受けているが、前述の国境論所の決着を待つことになったようであり、12年に改めてNo.23の下絵図を作成して内見を受け、13年になってようやくNo.24のような、清絵図に近い下絵図を仕立てたものと推定される。また、正保国絵図と対照するために、米沢藩では14年にNo.22の正保図の写本を、鶴岡藩でもNo.13をそれぞれ作成したのと考えられる。

## IV. 出羽国絵図の植生表現

### (1) 正保出羽国絵図の植生表現

正保出羽国絵図における下絵図から清絵図への表現内容の変化を示すために、表2を作成した。絵図の配列は、前述の作成過程の検討結果をもとにしており、各藩での作成年次の順である。すなわち、No.3は正保2年の野帳、No.4は正保3年の内見図、No.13もNo.4とほぼ同時期、No.12と22は元禄期の写本、No.1は清絵図の控図と想定される。

No.3は、四辺内向きの方位表示、石高、所領区分、高頭、社寺名が未記載であり、また白山の表示が無いなど野帳段階であるが、全体の輪郭と村落の位置関係に重点を置いて調べられた。No.4と13の共通点は、村形の郡別色分けをしてはいるものの、郡界線が引かれていない点であ

表2 正保出羽国絵図における表現の比較

絵図番号	3	4	13	12	22	1
年号	1645 (正保2)	(正保)	(正保)	(正保)	(正保)	1647 (正保4)
絵図名	秋田・仙北御絵図野書 (野帳)	庄内三郡絵図 (下絵図)	正保庄内絵図 (下絵図)	出羽一国之絵図 (下絵図の写)	(元禄14年の写) 出羽一國御絵図 (下絵図の写)	出羽一國御絵図 (清絵図の控)
方位表示	四辺内向き	四辺外向き	四辺外向き	四辺外向き	四辺外向き	四辺外向き
村形	小判型・黄色 村名のみ	小判型・色分け 村名・石高	小判型・色分け 村名・石高	小判型 村名・石高	小判型・色分け 村名・石高・いろは	小判型・色分け 村名・石高
郡区分	黄色の郡界線	郡界線なし	郡界線なし	黒色の郡界線 村形色分け	黒色の郡界線 村形色分け	黄色の郡界線
所領区分	なし	藩領域で色分け	なし	藩領域で色分け	いろはで区分	藩領域で色分け
城郭	仕切り	四角形 所領別にぬりわけ	囲郭	四角形	四角形 所領別にぬりわけ	四角形 所領別にぬりわけ
道	朱線	朱線太細	朱線太細	朱線太細	朱線太細	朱線太細
一里山	黒丸点	黒丸点	黒丸点	黒丸点	黒丸点	黒丸点
舟路	なし	朱線	なし	朱線	朱線	朱線
宿町区分	村形と区別なし	村形と区別なし	四角形	村形と区別なし	村形と区別なし	村形と区別なし
題目	あり	なし	なし	なし	なし	なし
高頭	なし	郡	櫛引・遊佐・有田川 の三郡	郡・領主	郡・領主	郡
凡例	なし	郡別村形色分け	三郡色分け	郡別村形色分け	いろは	郡別村形色分け
年記	あり	なし	なし	なし	なし	なし
寺社	寺社名記載なし 建物墨書	寺社名記載あり 建物彩色あり	寺社表現少	寺社名記載あり 建物彩色あり	寺社名記載少 建物墨書	寺社名記載あり 建物彩色あり
白山	なし	森吉嶽(1254m)	鳥海山(2229m), 月山 (1979m), 朝日山	月山・鳥海山 森吉嶽・駒嶽	月山・朝日嶽 (図幅中に鳥海山なし)	月山・朝日嶽 鳥海山
植生区分	a A, B	b A, B, D	c A, B, C, F	a A, C, E	a A, D, E(B, C)	b A, B, E

注) ここでいう下絵図とは、幕府の内見図またはそれ以前に作成された絵図をいう。

表3 元禄出羽国絵図における表現の比較







絵図番号	23	24	42	9
年号	1699 (元禄12)	1700 (元禄13)	1701 (元禄14)	1702 (元禄15)
絵図名	米沢領内村高付絵図	米沢領村高大絵図	新庄藩領内絵図	出羽七郡絵図
方位表示	四辺外向き	四辺外向き	四辺外向き	
村形	小判型 村名・石高	小判型 村名・石高	小判型・色分け 村名・石高	小判型・色分け 村名・石高
郡区分	なし	なし	黒色の郡界線 (新村は別色村形)	黒色の郡界線 (由利郡含む)
所領区分	なし	なし	なし	なし
城郭	四角形	四角形	四角形	四角形 所領別にぬりわけ
道	朱線太細	朱線	朱線太細	朱線太細
一里山	黒丸点	黒丸点	黒丸点	黒丸点
舟路	なし	なし	なし	朱線
宿町区分	村形と区別なし	村形と区別なし	村形と区別なし	村形と区別なし
題目	なし	あり	なし	なし
高頭	なし	なし	郡	郡
凡例	なし	なし	あり	あり
年記	あり	あり	なし	あり
寺社	寺社名記載あり 建物彩色あり	寺社名記載なし 建物表現あり	寺社なし	寺社名記載あり 建物彩色あり
白山	朝日嶽(1870m) 飯豊山(2105m)	朝日嶽, 飯豊山	なし	駒嶽(1637m), 乳頭山 馬蛭嶽(1060m)
植生区分	b A, E, F	b A, B, D, E, F	a A, B, C, F	c A, B, C, D, F

植生区分の凡例

1. 色彩による分類

- a 単色 - 1本の樹木を描く際に部位による色の使い分けがなされていないもの。
- b 二色 - 1本の樹木を描く際に葉と幹では異なる色を使用しているもの。
- c 陰陽 - bのうち、樹木の陰陽を表現し、より写実的な表現法が加えられているもの。

2. 形状による分類

タイプ	形状	推定植生と植生イメージ
A		落葉広葉樹林 (ブナ林など) (Dの植生表現の簡略化)
B		針葉樹林 (杉のほか、亜高山帯のアオモリトドマツなど)
C		広葉樹をイメージする表現
D		落葉樹をイメージする表現
E		針葉樹の群生をイメージする表現
F		松をイメージする表現

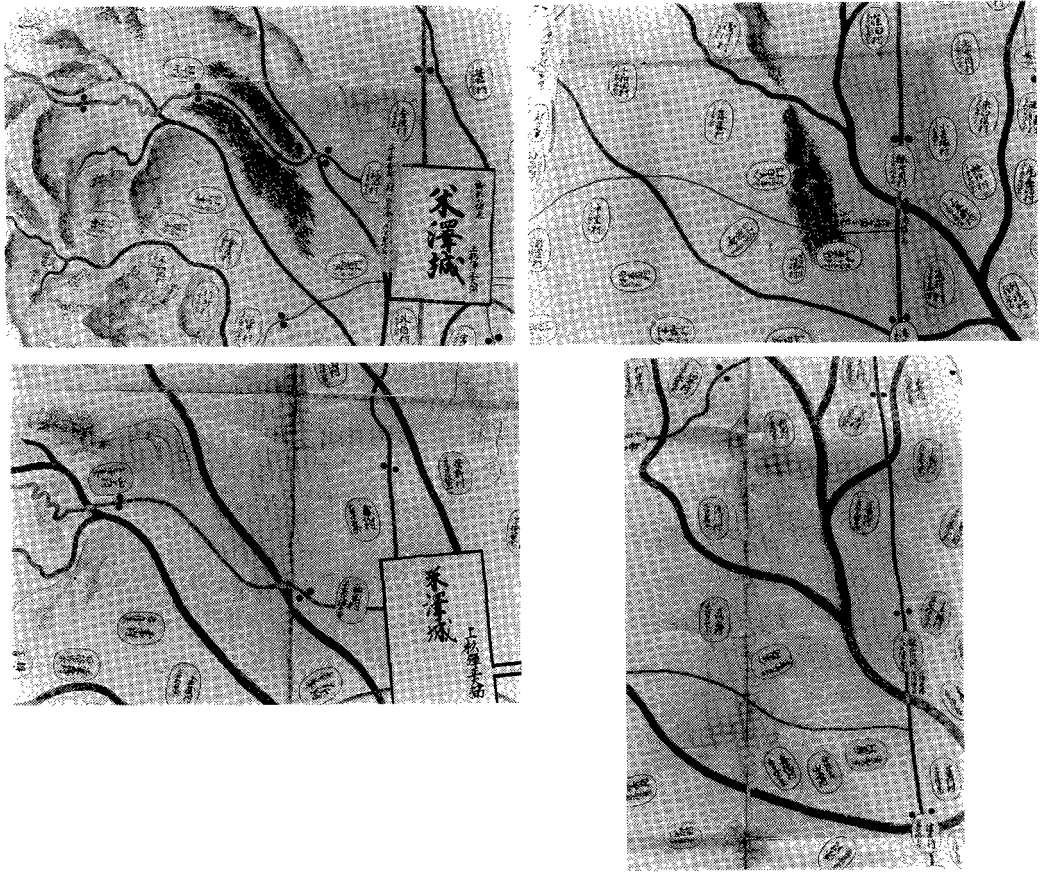


写真1 正保国絵図から元禄国絵図への特徴的な植生表現の削除  
 左上・右上: No.23 左下・右下: No.24 (左上: 白旗松原, 右上: ハンノ木林)

幕府は内見に際して郡区分の必要を指示しており<sup>16)</sup>, 郡界線が未記入の両図は内見前の下絵図である。No.12と22は, 細部にわたる検討を要する絵図であるが, 現在のところNo.12は秋田藩領の森吉嶽と駒嶽を白山に表現するなどの理由から, 秋田藩がNo.1を作成する以前の出羽一国の下絵図を写したのではないかと想定している。No.22の絵図名は出羽一國御絵図とあるが, 羽前のみであり, 所領区分もいろはで示すなど, No.12とは異なる原本からの写しである。

次に植生表現を検討する。表2の植生区分の凡例は, 表3の右脇に示した。まずNo.3の野帳の段階では単色で描かれ, 植生の形状はAと若干のBのみを示し, 基本的には植生の調査はされていないといえる。しかし, No.4と13の内見

図では二色または陰陽表現をし, 杉, 漆, 柴山などの注記が記され, またFの松を描くなど, 植生の表現が写実的で詳細になる。これが清絵図の控図のNo.1になると, C, D, Fのような樹木表現がなくなり, Eの針葉樹の群生をイメージさせる植生表現の簡略化が計られている。一方, No.1作成以前の一國図を原本とした元禄期の写本であるNo.12や22では, 植生表現の位置関係は同じでも, 植生表現がやや多彩である。

以上の検討から, 地域に即した植生表現は内見図に最も顕著に表現されており, これが一國図に仕立てられる段階で, 植生表現の簡略化, 統一化が進み, 献上図では落葉樹林をA, 針葉樹林をE, 特徴的な針葉樹林をBとする, 一國図としての植生表現の統一が完成した。



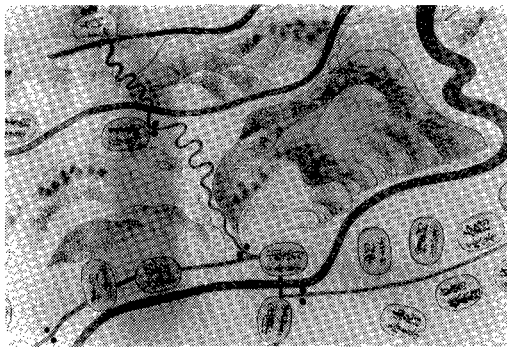
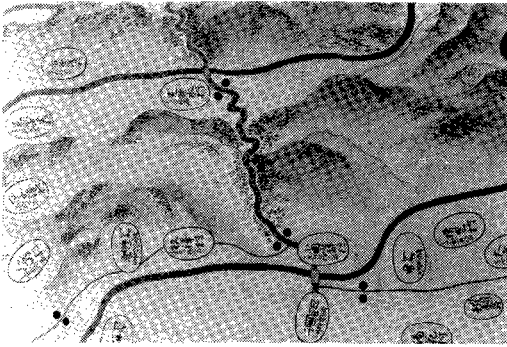


写真2 山地表現における視点の変化  
上：No.23 下：No.24

## (2) 元禄出羽国絵図の植生表現

表3には、元禄出羽国絵図における表現の比較を示した。表3に示した元禄図は、いずれも数度にわたる内見に提出された下絵図(内見図)と考えられる。先に述べたように、米沢藩はまず正保国絵図をもとにNo.23を作成し内見を受けたが、そこで修正を命じられ、No.24を作成した。この前後関係の根拠の一つは、社寺名の記載の有無である。元禄国絵図の内見では社寺名などの名称注記を不要としたことから<sup>17)</sup>、No.23では社寺名が記載されているので内見前、No.24では削除されているので内見後と判断した。ただし、No.24は2回目の内見用絵図である。同様に、No.9は社寺名の記載があるので内見図、No.42は内見後の献上図により近い下絵図と考えられる。

このような絵図作成の前後関係は、植生表現でも確認することができる。内見図のNo.23と9は、二色または陰陽で表現され、植生の形状も多様である。献上図により近いNo.42は単色であ

る。こうした植生表現を個別に検討するため、米沢地方における正保国絵図と元禄国絵図の植生表現を取り上げることにする。

表現上の特色の第1は、正保国絵図に描かれた盆地部の特徴的な植生が、元禄国絵図では削除されている点である(写真1参照)。正保国絵図では、米沢城下に近い板谷街道沿いに、直江兼統が植えたといわれる白旗松原が誇張表現されている<sup>18)</sup>。同じく米沢盆地では、最上川を挟んで糠野目の対岸に位置する入生田村に、ハンノ木林の特徴的な横写がみられる。庄内平野においても、現在の広野谷地に比定できる地区には、同じくハンノ木林が広域に描かれた。このような盆地や平野部における特徴的な植生の誇張表現は、正保国絵図の様式を踏襲した内見前のNo.23の元禄国絵図では描かれ、内見後のNo.24では削除された。この理由は、正保から元禄期に間に伐採、開墾が行われたためではない。これらは、元禄国絵図の作成において、全国一律に省略するよう指示されたためと考えるのが妥当である。

第2は、山間部の植生表現の描写視点の微妙な相違である。写真2に示したように、正保国絵図の表現様式を踏襲したNo.23では、高い視点から山地を見下ろす鳥瞰図的な視点で描かれたのに対し、内見後のNo.24では道に沿って低い位置から上を見上げる視点で描かれている。この視点の相違は、No.24の元禄国絵図の山地表現を、必然的に立体的な表現にさせた。この理由は、元禄国絵図では、正保国絵図よりも道の屈曲をより正確にという指示があったためと考えられる。この指示のゆえに、元禄国絵図における山地の植生表現は、より標高の低い樹木の着目となり、人間の手の加わった植生表現の増加となって現れた。

しかし、元禄国絵図は、第1の点として指摘した特徴的な植生表現が削除されたことにより、全体的には正保国絵図よりも、その植生表現は無味乾燥的なものとなった点は指摘しておかねばならない。

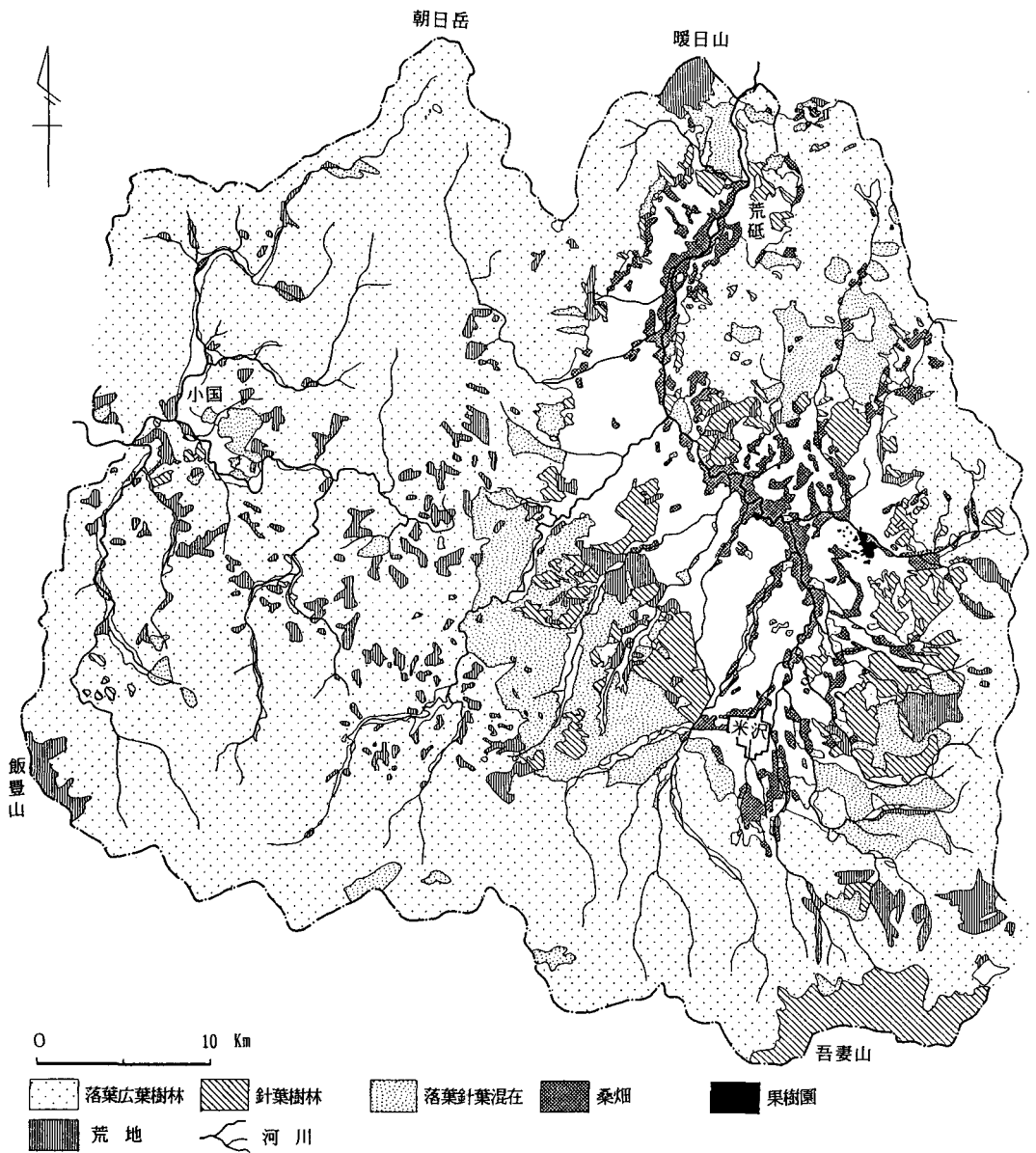


図2 明治末・大正期における置賜地方の土地利用  
(旧版地形図より作成)

### V. 国絵図を資料とした植生復原の可能性とその限界

正保国絵図と元禄国絵図における植生表現を検討した結果、以下の点を指摘することができる。第1は、国絵図の植生表現は、内見以前の下絵図ほど地域に即した植生表現が描かれてい

る。すなわち、植生の復原では、献上図よりも下絵図を資料とするのが適切である。第2は、正保国絵図には盆地や平野部の特徴的な植生が誇張して描かれたが、これらは元禄国絵図では削除された。これは、本稿の冒頭で述べた絵図の基本的性格を示す例であり、一般図に近い国絵図でもその復原には限界がある。第3に、正

表4 米沢藩領における林野利用

1590	天正18	「出羽国御検地条々」に、漆木年貢定められる。
1594	文禄3	「邑鑑」に漆、青芋、桑、紅花、楮、柿の有無が記載。
1607	慶長12	中津川村のうち大館山の杉の伐採を禁ず（大館山御林高札）
1608	13	納役蠟のほか、売蠟は相場値で藩買い上げ（御代々式目）
1641	寛永18	梓山和田の御用木の榎伐採を禁ず（寄合帳）
		須々嶋、北川原の御用萩置場に草刈を禁ず（寄合帳）
1642	19	直江兼統の植林による山上村の白旗松伐採を禁ず（寄合帳）
1643	20	関村、綱木田沢より会津領の山への伐採を禁ず（寄合帳）
1646	正保3	手の子落合から鶴ヶ谷までの杉、松、栗、漆の伐木を禁ず（寄合帳）
		竹森、深沼、時沢、三条、根岸5ヶ村入会地、薪の刈置きを禁ず
1647	4	上長井郡口田沢村の間答山、中山、飯豊林のうち、高200石分を開発、
		築沢村の御林、枝木・秣まで伐採を禁ず（寄合帳）
1655	承応4	漆木改めが実施され、役漆木、1649年（慶安2）の14万5407本から26
		万3313本と増加され、以後この本数は固定される。
1655	明暦1	中津川小国郷村々、ぶな、榎などの上木を伐採を許可、但し、廣川原
		村の鷹巢場は公儀より伐採許可なく伐採を禁ず（山鑿役掟帳）
1657	3	山検地横目、領内山林調査（山検地）による御林の整備。
1664	寛文4	上納後の漆の実は、在方に設置された筒番に定値段で売り払うよう定め
		られる。
1689	元禄2	漆木は無役木を含めると、49万本（郷村手引）
1690	3	漆の実改めを実施し、従来散在していた筒屋を米沢長町、小出、小国
		宮内、小松、玉庭の6ヶ所とし、蠟製造を集中管理す（郷村手引）。
		但し、元禄6年には宮内、小松、玉庭が廃止され、筒屋の藩管進む。
1697	元禄10	漆木、伐採禁止となる（御代々式目）
1698	11	城下付近の山林の伐採を禁止（御代々式目）
1708	宝永5	領所境での川狩り禁止となる（御代々式目）
1712	正徳2	木場の薪、売木が高値となり、山元木主に引き下げが申し渡される
		（御代々式目）
1725	享保10	三谷三九郎、米沢藩の蠟一手販売を許可される（米沢織物史年表）
1732	17	漆の実豊作により、隣国へ入り込み盗まぬよう禁制（御代々式目）
1739	元文4	御林方、「山林台帳」をまとめる。
1741	寛保1	小国中津川38ヶ村、山焼きの願い（山鑿役掟帳）
1747	延享4	牛が増加し、馬と同様に牛役銭を徴収。
1771	明和8	郡奉行、青芋、桑、紅花、綿等の植立心得をだす（米沢織物史年表）
1772	安永1	江戸藩邸再建のため、小国五味沢、下長井五十川等から杉を伐採し、
		酒田へ運ぶ（旧例書抜）
		郡中へ桑・漆の植え立てを奨励（御代々式目）
1775	4	物産掛を設置、桑、漆、楮の三役場を二の丸に開設（米沢重要年表）
		中津川の木炭、各戸48俵ずつの納入を定む。
1776	5	福島より漆、桑、楮を各1万本ずつ買い入れる（米沢織物史年表）
1778	7	漆苗47万9千本、山口、横越、鮎貝等の各村で根植え（鶴城叢書）
1792	寛政4	百姓地付きの杉、松は、持ち主の裁量で伐採を許可（郷村手引）
1793	5	郡中に、桑5本、柿と楮を各1本ずつ植立てさせる（鷹山公偉蹟録）
1796	8	地付平地の松、地付山と入会山の杉の伐採を許可。
1806	文化3	桑苗の植え立て料、1反に付き3貫文を貸し付ける（年譜）
1807	4	山林方、杉の植林を奨励。また玉庭村水臨沢の御林減少のため、10年
		間の留山とし、炭焼を禁ず（山林方仰付覚書）
1815	12	槻を皮細工に用いることを禁ず（御代々式目）
1818	文政1	松山の保護のため、松の芯木の伐採、売買を禁ず（御代々式目）
1843	天保14	白旗林ほか、刈り取り、皮はぎなど家業同然の者目立ち、林守、百姓
		に注意の示達が出される（御代々式目）
1850	嘉永3	洪水により田沢、綱木などの薪が押し流される（御代々式目）

参考文献 米沢市立米沢図書館文書、『米沢市史近世編1』、『米沢市史近世編2』、『長井市史第2巻近世編』、『日本林制史資料』、『米沢年表』。

保国絵図と元禄国絵図における山地の植生表現の差異は、鳥瞰図的か否かの視点の差異に起因する点である。すなわち、正保国絵図を資料としても、それは必ずしも正保期の景観を復原し

たことにはならないのである。

こうした知見を念頭におけば、絵図は景観復原研究の資料とされてはいるが、復原には一定の限界があることが明らかである。ここでは、

国絵図における植生復原の可能性とその限界を考察する。

絵図を資料とする復原は、まず復原し得るものは何かを明確にすることである。正保国絵図をもとに山地の植生を復原するとすれば、それは標高の高い部分の植生を復原したことになる。元禄国絵図では、逆に標高の低い部分を中心にした植生の復原である。したがって、そこに正保と元禄の時間的な経過を加えることはできず、両図をあわせて17世紀後半の植生復原とせざるを得ない。それでは、この標高差を、どの程度に求めるべきであろうか。

そこで、置賜地方を例に、明治末から大正期の旧5万分の1地形図に示された植生を、図2に示した。置賜地方の山地は、1960年代からの植生で現在は針葉樹林が多い。しかし、図2の作成によって、当時は標高400m前後を境に、それ以上は天然のブナ林が多かったことが確認できた。ただし、南東部の吾妻山の針葉樹林は亜高山帯のアオモリトドマツである。一方、標高400m以下では、栗、コナラを主体とした落葉広葉樹の二次林と、杉を主体とした針葉樹が混在している。盆地部の町場に近づくにつれ、赤松を主体とする針葉樹林が分布していた。これは、より高い頻度で薪の採取が行われたためである。このように、落葉広葉樹林の表現が卓越する正保国絵図は、マクロに見れば、置賜地方では標高400m以上の植生を中心に表現されたと考えられる。

また、明治末から大正期の置賜地方の山地では、河川沿いの傾斜地に荒地が多かった。これは牧野、すなわち牛馬の放牧地、あるいは採草地として利用されていたものと考えられる。ただし、図2における飯豊山の荒地は、積雪量の多い亜高山帯であるために、アオモリトドマツも生えない岩場である。

このように、まずある程度正確な植生の復原が可能な旧版地形図を利用した。次に、明治末・大正期の植生から、さらに過去に遡るために、表4に示した林野利用の変化を検討する。

置賜地方では、延享4(1747)年に牛役銭の

徴収が行われた。すなわち、18世紀中頃に牛馬数が増加したことを示し、正保国絵図や元禄国絵図が作成された17世紀後半では牛馬の数は少なく、図2ほどに河川沿いの荒地、すなわち放牧地は多くなかったと考えられる。しかし、町場に近い山林では、表4に示したように、すでに正保3(1646)年には相当量の薪材が伐採されていた。この事実は、松などの植生の描写が多く見られる元禄国絵図の植生表現とも呼応している。

また米沢藩では、元文4(1739)年に「山林台帳」<sup>19)</sup>を作成しており、御林が存在した村名と沢別の樹木の概要を知ることができる。「山林台帳」に記載された植生は、沢の位置を林野庁営林署の管内実測台帳で確認し、おおよその位置を同定することができる。しかし、これを国絵図に比定するのは、そもそも表現された山並を地形図上に同定することが困難な国絵図においては不可能である。

以上のように、国絵図を資料とした植生復原は、正保・元禄国絵図の下絵図の植生表現を、その時間差を無視し、標高差を基準にして合成した復原図ならば作成が可能である。しかし、正確な位置の同定は不可能であり、植生復原図の作成には一定の限界があることを確認しておきたい。

## VI. おわりに

本稿は、絵図から導き出される歴史時代の自然環境は如何なるものかを、出羽国絵図の植生表現を検討することによって考察を試みた。正保国絵図と元禄国絵図における植生表現の特色については、すでに述べてきたので、ここでは絵図一般として、歴史時代の自然環境を研究する上での絵図の資料的価値とその限界に関する筆者の主張点をまとめて結論とする。

1) 絵図は基本的に主題図である。したがって、絵図の作成目的と絵図表現の関係を分析することによって、絵図に描かれた図像の意味を解釈しなければならない。最も一般図に近い性格を有する国絵図であっても、その図像は絵図

元の藩や江戸幕府によって取捨選択されたものである。このためには、個々の絵図の資料化という作業が必要となる<sup>20)</sup>。

2) 絵図は下絵図から完成図まで段階的に作成された。したがって、個々の絵図の前後関係を明確にしなければならない。江戸幕府が統一した作成基準を設定した国絵図の場合は、下絵図から献上図へと描き直される段階や、正保図から元禄図に改訂される段階で、それぞれ削除される図像があることが明らかになった。

3) 絵図表現から導き出される自然環境は地形と植生である。植生表現は下絵図ほど地域の実在に即した植生が描かれる。したがって、絵図を資料とする場合、完成図のみならず、下絵図の資料的価値を評価する必要がある。

4) 絵図には描かれる視点がある。視点の設定は、基本的には作成目的に左右される。国絵図における山地の植生表現は、正保国絵図では鳥瞰図的、元禄国絵図では下から上を見上げた立体的表現へと変化していたことを指摘した。

5) 絵図は景観復原研究の資料として有効ではあるが、復原には一定の限界がある。この限界を見きわめるためにも、絵図に表現された図像の解釈がより重要である。

歴史地理学の研究にとって、絵図は最も多用される基本的な資料である。それゆえ、絵図の研究は歴史地理学の専売特許のごとく自負されてきたが、歴史学や工学系分野でも絵図の利用が盛んとなってきた現在、歴史地理学において絵図資料論の確立を成し遂げることが必要である。

(筑波大学地球科学系)

#### [注]

- 1) 小野寺淳(1991):『近世河川絵図の研究』古今書院, 2~5頁。
- 2) 武田満子(1993):大阪上町台地の地盤と「浪花古図」にみる地形環境, TAGS 6, 49~67頁。
- 3) 葛川絵図研究会(1982):『葛川絵図』に見る空間認識とその表現, 日本史研究244, 34~51頁。
- 4) 小椋純一(1983):名所図会に見た江戸後期の京

都周辺林, 京都芸術短期大学紀要「瓜生」5, 18~40頁, 小椋純一(1986):洛中洛外図の時代における京都周辺, 国立歴史民俗博物館研究報告11, 81~105頁, 小椋純一(1990):「華洛一覽図」の考察を中心にみた文化年間における京都周辺山地の植生景観, 造園雑誌53-5, 37~42頁, などの一連の研究。

5) 川村博忠(1984):『江戸幕府撰国絵図の研究』古今書院, 534頁。

6) 上原秀明(1992):慶長肥後国絵図の記載内容について, 熊本短期大学論集43-1, 33~72頁。

上原秀明(1993):慶長肥後国絵図の歴史地理学的研究——その構造と表現法——, 熊本短期大学論集43-2, 18~58頁。

川村博忠(1993):豊後国慶長国絵図の様式と内容, 山口大学教育部研究論叢43, 1~24頁。

7) 土田直鎮(1981):『現存古地図の歴史地理学的研究』昭和55年度文部省科学研究費成果報告書, 107頁。

8) 前掲5), 123~127頁。

9) 出羽国絵図に関する研究論文および紹介文は前掲5)と7)の他, 以下のものがある。

山中良二郎(1979):出羽一國ならびに出羽七郡絵図, 秋田図書館報「けやき」79, 3頁。

柏倉亮吉(1980):出羽国一國大絵図について, 致道博物館「致道」15, 2~3頁。

山形県(1980):『山形県史 近世史料2』山形県, 1096頁。山形県(1983):『山形県史 近世史料3』山形県, 1068~1069頁。(近世史料3の付図としてNo.1, No.42, 近世史料2にはNo.18の写真複製を収録)

半田和彦(1981):元禄国絵図製作覚書——収蔵資料の紹介をかねて——, 秋田県立博物館研究報告6, 23~36頁。

松淵真洲雄(1991):秋田藩の国絵図と郷帳(『秋田地方史の展開』みしま書房)123~145頁。

浅倉有子(1992):御用絵師と絵図編纂(『絵図でみる城下町よねざわ』米沢市立上杉博物館)25~32頁。

岩鼻通明(1994):国絵図にみる東北日本の環境変化(山形大学教養部『東北日本における環境変化に関する研究』)1~10頁。

山形県立博物館(1994):『ザ・絵図——近世や

- まがたの風景』山形県立博物館, 88頁
- 10) 「御絵図御用留書」秋田県立文書館。
- 11) 「御絵図由来覚書」米沢市立米沢図書館所蔵林泉文庫。なお、米沢藩の元禄国絵図編纂事業については、『米沢市史 第3巻 近世編2』米沢市, 303~322頁, を参照。
- 12) 正保出羽国絵図の献上図は明暦の大火で焼失したため、寛文~延宝期に再提出されたらしい。米沢藩では寛文9(1669)年6月に米沢領の国絵図を提出したと想定されている(「上杉家御年譜」米沢図書館, 前掲5), 182頁)。しかし、これに該当する控図は現存していない。寛文9年の絵図は、上知に関連したものとも考えられる。
- 13) 前掲10), 11)。
- 14) 前掲10)。
- 15) 「上杉家御年譜」米沢市立米沢図書館。
- 16) 前掲5), 141頁。
- 17) 前掲5), 197頁。
- 18) 登坂又蔵(1973):『米沢市史』名著出版, 1169~1170頁。

- 19) 前掲18), 55~98頁。なお、米沢藩の御林管理については、前掲11)の『米沢市史 第3巻 近世編2』, 211~220頁参照。
- 20) 前掲6)をはじめとして、斉藤明子(1989):元禄上野国絵図の記載内容について、群馬県立文書館「双文」6, 1~54頁, 木塚久仁子(1993):元禄期作成常陸国絵図の記載内容について、土浦博物館紀要5, 15~54頁, 磯永和貴(1994):宇治市歴史資料館本「正保山城国絵図」の記載内容、歴史地理学169, 23~45頁, などがある。

〔付記〕

本研究にあたり、所在調査にご協力いただいた葛川絵図研究会国絵図研究グループの諸氏、米沢市立米沢図書館をはじめとする所蔵機関の各位、また山形県立博物館の御厚意に対し、厚く御礼申し上げます。

NATURAL ENVIRONMENT DRAWN IN OLD PICTORIAL MAPS :  
A CASE STUDY OF THE DEWA-NO-KUNI-EZU'S VEGETATION EXPRESSION

Atsushi ONODERA

Old pictorial maps are not realistic pictures of old landscapes. The landscapes drawn in pictorial maps were either the figures selected out of a number of realistic landscapes by the map-makers (which involved a person who ordered the map, the cartographer and the information providers) for a certain purpose or the figures created through imagination based on a certain value system. In the process of making pictorial maps, these figures were arranged in a space and a picturesque touch was added to it. In that sense, pictorial maps are basically thematic maps. A research using old pictorial maps as its materials, therefore, cannot be carried out without elucidating what their figures mean and how they are arranged in space.

In this paper, I investigate the vegetation expressions depicted in the *Dewa-no-Kuni-ezu*(Pictorial Map of Akita and Yamagata Prefectures) in the latter half of the 17th century. The *Shōhō Kuni-ezu* and *Genroku Kuni-ezu* are taken out of the *Dewa-no-Kuni-ezu*. I study the two types of changes of the vegetation expression. Firstly, the changes occurred in both the process of finishing a draft map and making an offering map(a map to given to the Tokugawa government as an offering). Secondly, the changes occurred as time passed by between the time of *Shōhō Kuni-ezu* and that of the *Genroku Kuni-ezu*.

Through this research, I can clarify the following points.

1. Old pictorial maps were basically thematic maps. For interpreting the meaning of a figure in the pictorial maps, it is necessary to analyze the relationship between the purpose of the map-making and the pictorial expression. Even those which were very close in character to general maps, their figures had gone through the selection process by the *han*(the Dewa clan) or the Tokugawa government.
2. There were many different stages old pictorial maps went through from the time they were at the drafting map stage until the offering map stage. Given several pictorial maps, it is essential, therefore, to be able to specify their chronological order. In the standardized making of *Kuni-ezu*(provincial pictorial maps) set by the Tokugawa government, certain figures were omitted at various stages of this map-making process. This is proven at the stage where draft maps were redrawn to produce offering maps and also at the stage where the *Shōhō Kuni-ezu* was revised to make the *Genroku Kuni-ezu*.
3. Old pictorial maps provide us two major perspectives of natural environment of their times : namely, the topography and the vegetation. As for the vegetation, the closer the stage of that particular map are to the draft-map-making, the closer the vegetation expression are to the actual vegetation of the region of that time. When we use pictorial maps as research materials, the draft maps are, therefore, as important as the offering maps.
4. Each pictorial map had its own viewpoint such that it basically depended upon the purposes of map-making. In regards to the vegetation expressions of mountainous district in pictorial maps, the style of expression changed from a bird's-eye view in the *Shōhō Kuni-ezu* to a bottom to up three-dimensional view in the *Genroku Kuni-ezu*.
5. Though pictorial maps are valuable research materials for landscape restoration, there is a certain limitation in restoration work. In order to clarify the limitation, interpretation of the figures in pictorial maps is even more essential.

Pictorial maps are the most basic research materials for historical geography. It is an urgent need, therefore, to establish a theory for how to handle the pictorial maps as research materials.